

福島県 大熊町

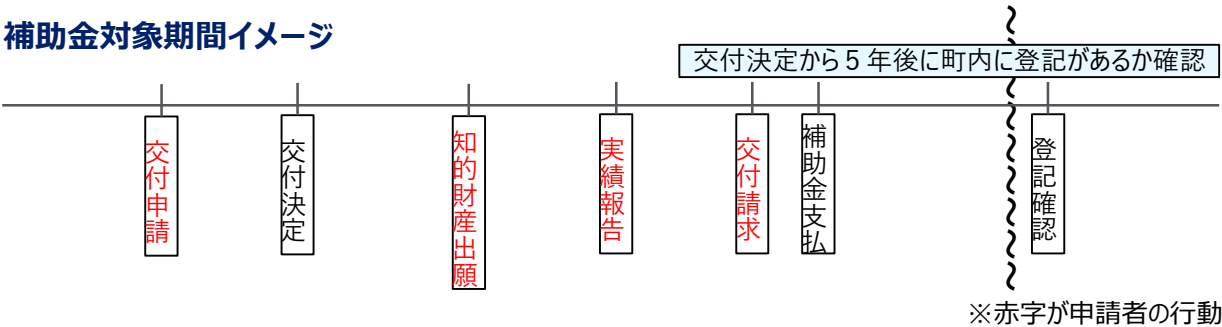
知的財産権取得促進補助金のご案内



知的財産権の取得に要する費用の一部を補助します！！

補助対象の知的財産権	①特許権②実用新案権③意匠権④育成者権⑤商標権 ※外国出願も含む。
補助対象者	①知的財産権の取得に係る出願の際に本店登記地が大熊町内となっていること。 ②当該補助金交付申請及び実績報告の際に本店登記地が大熊町内となっていること。 ③当該補助金交付決定の日から5年以上、本店登記地を大熊町内とし、引き続き事業を営む意思があること。等
補助対象経費	○出願等の手続に係る弁理士等代理人への報酬等 ○外国出願に係る委託費等 ×出願料、審査請求料、審判関係手数料、特許料、登録料等の 各国・地域の特許庁に支払う直接費用
補助率	補助対象経費の10/10
1件あたり補助額上限	国内出願：50万円 外国出願：100万円
1企業あたりの上限額	1,000万円（通年）

補助金対象期間イメージ



■ 関連するその他の知的財産に関する補助金や減免制度

- 特許料等軽減制度
所定の要件を満たせば「出願審査請求料」「特許料（第1年分から第10年分）」が4分の1に軽減されるなど他地域に比べて優遇措置があります（他地域の中小企業は2分の1）。
- 早期審査制度
特許庁では、震災により被災された企業等の知的財産を活用した復興を支援するため、「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施しており、通常よりも早く審査・審理を受けられます。
- その他補助金や各支援機関による支援内容
一般社団法人福島県発明協会の活用ガイドブックをご参照いただき、各支援機関にご相談ください。県内特許事務所も掲載されています。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください
問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp 令和7年7月現在

